

一般会計予算討論

一般会計予算に対し賛成討論があり、一方、庁舎建設費削減の修正案が一部の議員より議員提案されました。

一般会計予算原案賛成討論

平成19年度一般会計予算は歳出改革等により、財政健全化を更に進めるとともに、少子高齢化対策、教育施設の充実、林業の再生、地域産業の振興、地域情報化計画等重要な施策を計上している。

新庁舎の建設については合併特例債の有効利用のもと早期に進めることにより、経済効果を計るべきである。庁舎建設にかかる合併特例債の償還については、3割部分のみとなっており、年間2,700万円の後年度負担となっている。

一方、新庁舎を建てることにより庁舎の維持管理費が年間約500万円、公用車の削減により670万円、職員定員約120人が削減可能になり、合わせて10年間で約11億円の削減効果が見込まれる。また効率的な住民サービスと円滑な行政運営が期待出来る。住民の目線に立った行政サービスの向上を望み、賛成討論と致します。

一般会計修正案賛成討論

一般会計予算修正案に賛成

現在美化センターを含むと約800億円もの負債を抱える宍粟市が、17億円もの合併特例債を庁舎に使用することが許されるのであろうか。夕張市の自治体破産の報道を、宍粟市の多くの市民が見ています。地方自治体の破産すなわち市民への公的負担の増大です。国の多額の借金で、地方交付税の先行きが見えないことです。この様な時に借金を増やすことは無謀です。

我々は合併特例債の使用にもっと慎重でなければならぬ。今回の庁舎建設に当たってはもっと負債を減らす努力をすべきです。現在利用している庁舎や公的建物の将来利用のあり方や、山崎市民局内の福祉施設の方向性なども十分に協議して、市民に負担をかけない市政、市政の健全財政運営を求めて修正案に賛成いたします。

採決の結果修正案が否決され、原案が賛成多数で可決されました。

宍粟市少子化対策事業助成条例の制定について

一部議員より原案反対の立場から旧波賀町子育て支援金、旧千種町花嫁祝金、及び子宝誕生祝金支給制度を全市に拡大する修正案が提案されました。

賛成討論

宍粟市少子化対策事業助成条例の制定について

平成18年度に少子化対策本部を設置し条例制定を検討した。本条例は、子育ての負担軽減、環境整備を図るものである。以下の4項目について支援していくこととなっている。

児童医療費助成（対象者1,352人）

特定不妊治療費助成（県の上乗せとして単年度20万円1回上限10万円を5年間）

地域の教育力を高めるまちづくり（自治会等20団体へ上限10万円1年間）

子育て世代への住宅分譲（宅地分譲価格100分の10、50万円限度）

従来の波賀町子育て支援金、千種町花嫁祝金、子宝誕生祝金支給条例は廃止する。全体的に税金投入の形で1つにまとめ、将来は本条例に思いを託し、少子化対策の充実を図るものである。1つの区切りとして前進することも大切と考え賛成討論とします。

反対討論

今回の新しい4項目の事業は、それぞれ宍粟市独自の少子化対策として、一歩前進するものであり、評価するものでありますが、この4つの事業費を合計しても、1,800万円程度の事業であります。果たして、これで、十分な少子化対策と言えるのか疑問も残ります。

そこで、修正案は、旧町の3つの制度を全市に広げようとするものであります。財政的にみても、本気でやる気があれば、充分できることではないでしょうか。

旧町のよい制度は全市にひろげてこそ、市民生活は豊かになります。まして、これだけ少子化対策が叫ばれ、人口が減少傾向にある今こそ、宍粟市は、子育てがしやすい町づくりを市独自にあらゆる施策を実施すべきであります。

採決の結果修正案が否決され、原案が賛成多数で可決されました。